



～新しい保険証を9月下旬までに郵送します～ 国民健康保険被保険者証が更新になります

○新しい保険証を郵送します

10月1日から使用できる新しい保険証(一般用は空色、退職者用は桃色)を加入世帯の世帯主に9月下旬までに郵送します。



○滞納があると郵送できません

国民健康保険税に滞納があると、郵送できない場合があります。保険税を滞納している世帯には、保険証を送付せずに、市役所に来庁いただき、納税相談の上、交付する場合があります。

○医療機関には必ず持参を

保険証は、医療機関を受診するときに必ず持参してください。70歳以上75歳未満の方は、保険証と高齢者受給者証(若竹色)を合わせて医療機関へ持参してください。

【届いた保険証のご確認を】

記載内容を確認していただき、次の項目に該当する方は、必ず市民課または豊田支所地域振興課へ届け出をしてください。

<勤務先の健康保険証を持っているのに保険証が送られてきた>

届出(代理可)	国民健康保険を離脱する届け出がされておらず、二重に保険料を支払うことになってしまうため、届け出が必要
必要なもの	勤務先の保険証、国民健康保険証、印鑑、運転免許証など本人確認ができるもの、個人番号を確認できるもの

<会社などを退職しているのに保険証が送られてこない>

届出(代理可)	国民健康保険への加入の手続きがされていない場合は、保険証が送られないので、届け出が必要
必要なもの	勤めていた会社からの健康保険離脱証明書、印鑑、運転免許証など本人確認ができるもの、個人番号を確認できるもの

問い合わせ先 福祉課国保医療係 ☎ (22) 2111 (内線296)



～高齢者のみで暮らしている方の在宅生活を支援～ 高齢者のみ世帯向けサービスを紹介します

サービス名	内容	対象	備考
①火災警報器等給付	火災警報器の給付		
②緊急通報装置貸与	・市が契約する委託業者を通じ、消防署や駆けつけ協力員へ緊急通報が可能 ・24時間「人の動きがない」と通報が入る仕組みの安否確認センサーを設置	65歳以上の独り暮らしの方(所得制限あり)	申請は、民生児童委員経由で高齢者支援課へ
③通院費等助成	通院・買い物など外出時に利用したタクシー料金の一部を助成	70歳以上高齢者のみの世帯(所得制限あり)	申請は、直接高齢者支援課へ
④救急医療情報カード整備	マグネット式ホルダーと緊急連絡先カードを配布	65歳以上高齢者のみの世帯	台帳(※参照)登録後に送付
⑤看護師による訪問相談	訪問看護師が定期的に伺い、体調の確認や相談を行う		台帳(※参照)登録者宅へ順次訪問
⑥配食サービス	定期的な夕食の配食と安否確認を行う(食事代金は実費で、配達・安否確認料は市が負担)	65歳以上のみの調理が困難な世帯	管理栄養士による事前調査後に決定
⑦資源物等排出支援	新聞紙・段ボール・びんなどの資源物の運搬が困難な世帯を対象に、玄関先まで回収に向う	65歳以上高齢者のみの世帯ほか	書類審査などにより決定【問い合わせ先：環境課衛生係(内線245)】
⑧雪害対策除雪費用補助	積雪による住居の倒壊や損傷を防ぐため、雪下ろし費用の一部を補助	65歳以上高齢者のみの世帯ほか(所得制限あり)	申請は、民生児童委員経由で福祉課へ【問い合わせ先：福祉課厚生保護係(内線255)】

※①～⑤のサービスは、「独り暮らし高齢者台帳」または「高齢者のみ世帯台帳」へ登録された方が対象です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 高齢者支援課長寿福祉係 ☎ (22) 2111 (内線243)

文化財

工事の際には必ずチェック 遺跡の保護に協力を

遺跡とは、過去の人々の住居や道具（土器や石器）など生活の痕跡が埋まっている場所です。市内には250カ所以上の遺跡があり、古いものはおよそ3万年前（旧石器時代）までさかのぼります。

これらの遺跡は、先人たちがたどった長い道のりを今に伝える手がかりです。私たちの生活と折り合いをつけながら、破壊・消滅させることなく継承していく必要があります。

▶法的に必要な手続きがあります

遺跡の保存と開発行為との調整を図るため、遺跡の範囲内で土木工事・建築工事などを行う際には、文化財保護法の規定に基づき着工の60日前までに届け出が義務付けられています。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ先
生涯学習課文化財係

☎ (38) 3112 (内線543)



制度

便利な用途が広がる マイナンバーカード

マイナンバーカードは、身分証明書として利用でき、全国のコンビニなどで住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得することができます。

▶マイナンバーカード申請方法 交付申請書に、署名または記名・押印の上、顔写真を貼り、封筒に入れてポストに投函してください。

※パソコンやスマートフォンでも申請できます。申請方法はマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



※受け取りには、申請してから約1カ月～1カ月半程度かかります。

<マイナポータル>

マイナンバーを使って、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができるほか、10月以降本格運用開始予定の子育てワンストップサービスでは、子育てに係る手続きがパソコンなどでできるようになります。

問い合わせ先

市民課窓口係 ☎ (22) 2111 (内線274)

水道

検針員が困っています 水道メーターの検針にご協力ください

上下水道料金は、使用された水量に応じて料金を算出しています。そのため、市では2カ月に一度、検針員が各ご家庭に伺って水道メーターなどを検針し、上下水道料金の請求を行っています。

検針にご協力ください

水道メーターの検針は、検針月の1日から8日の間にしていますので、次の点にご協力ください。



①メーターボックスの上に物を置かない



②犬などは、水道メーターから離れた場所につなぐ



③メーターボックスの上や中に、土・泥・水などが入りこまないようにする

※上記の理由などによりメーターの検針ができない場合は、認定水量（過去の使用量を参考にして決める水量）で検針したものと見なしてお知らせします。

▼検針実施月

	検針地区・地域
奇数月	中野（栗和田区以外）、日野（更科区）、平野地区（片塩、西江部区の一部以外）
偶数月	中野（栗和田区）、日野（更科区以外）、延徳、平野（片塩、西江部区の一部）、高丘、長丘、平岡、科野、倭の各地区、豊田地域

上下水道料金の納め忘れにご注意を
上下水道料金は、検針した月の28日までにお支払いください。

なお、料金を滞納されると、水道の給水を停止する場合があります。

納め忘れのないようご注意ください。

※市では、便利な口座振替をお勧めしています。

問い合わせ先 上下水道課営業係 ☎ (22) 2111 (内線284)